

ヤングケアラーの孤独・孤立——アクセスしやすいサポートをいかに作るか

Isolation and Loneliness of Young Carers: How to Develop Accessible Support for Them?

キーワード：『ヤングケアラー』『子どもの権利』『家族丸ごと支援』『実用と楽しさを兼ねた支援』

澁谷 智子

SHIBUYA, Tomoko

(成蹊大学文学部現代社会学科 教授)

はじめに

ヤングケアラーとは、慢性的な病気や障害、精神的な問題や依存症などを抱える家族の世話をしている、18歳未満の子どもや若者を指す¹。日本社会において、子どもが家族のケアをすることは、「家族の助け合い」や「お手伝い」として、長いこと肯定的に捉えられてきた。しかし、「家族の助け合い」も「子どものお手伝い」も漠然としたイメージで認識されており、何歳ぐらいの子どもがどんなタイプの作業を一日に何時間ぐらい担い、そのためにどのような影響が出ているのか、という視点は弱かったように思う。賃金を伴う仕事の分野では、法律に基づいて労務管理がなされ、長時間労働や過労を防ぐ働き方改革が進められているが、生活のほうは個々の家庭に任され、個人が相当の無理を重ねる状況になっている。一世帯あたりの人数は1953年には5人だったが、2020年には2.21人となった²。共働きの家庭は、2022年には1262万世帯となり、専業主婦世帯539万世帯を大きく引き離して多数派となっている³。共働き世帯においては、大人が家庭にかけられる時間は専業主婦世帯よりも少ない。「令和3年社会生活基本調査」によれば、共働き世帯の1日の家事関連時間（家事、介護・看護、育児、買い物）は夫が53分、妻が4時間18分だが、専業主婦世帯では夫が54分、妻が6時間39分で、共働き世帯の家事関連時間は専業主婦世帯よりも2時間22分少ない⁴。ひとり親家庭になるとその時間はさらに短く、子育て期のひとり親の家事関連時間は、女性で3時間59分、男性で1時間38分である⁵。「平成28年社会生活基本調査」と比較すると、家事関連時間は共働き世帯でも専業主婦世帯でも過去5年で減少していて、共働き世帯では29分、専業主婦世帯では1時間13分減っている⁶。全体的に見れば、家族の人手も、大人が家庭にかけられる時間も、以前に比べて減っている中で、それでも「家族のことは家族です」という規範は従来通り強く、その矛盾が個人にかかっている。その中で、余裕のない家庭ほど、大人が子どもに頼らざるを得ない状況が構造的に起きている。

本論文では、こうした社会状況の変化をふまえ、ヤングケアラーやその家族を支援するにあたって、親のプライドと子どものプライドの両方を守るサポートの仕方が望まれること

を提起する。日本では、ヤングケアラーについては2014年頃からメディアで報道されるようになり、2018年度から国による調査が毎年実施されてきた。近年では、さまざまな自治体がヤングケアラーの実態調査や支援体制の構築に取り組んでいるが、そうした中で課題として認識されているのが、ヤングケアラーを発見する難しさ、そして、子どもがヤングケアラーだとわかった後も家族が「支援は必要ない」と言って支援が入らないといった状況である。児童虐待や子どもに障害があるケースを中心的に扱ってきた従来の「児童福祉」の支援のイメージは、ヤングケアラーやその家族にとっては「大ごと」に感じられ、自分はその対象ではないと捉える人も多い。ヤングケアラーやその家族への支援は、ある意味「普通」の家族をどう支援するか、そのためのメニューを用意することとも関わっている。本稿では、社会や経済が変化し家族のあり方も変わってきた中で、かつて“親戚”や“近所”が担っていたような手の届きやすいサポートをいかに作っていけるかを考えたい。

1. 日本のヤングケアラーの状況——2020～2021年度の厚生労働省の調査から

日本にヤングケアラーはどれぐらいいるのだろうか。2020年度から2021年度にかけて厚生労働省が行った「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、回答者のうち、小学6年生の6.5%、中学2年生の5.7%、全日制高校2年生の4.1%、大学3年生の6.2%が、自分が世話をしている家族がいると答えている⁷。小学6年生では15人に1人、中学2年生では17人に1人、高校2年生では24人に1人という割合である。学校の1クラスに1～2人いると見てよい数字と言えよう。定時制高校2年生相当では8.5%、通信制高校生では11.0%と、この値はさらに高い。

子どもたちが世話をしている相手としては、小学生～高校生の回答者では「きょうだい」が最も多く、大学生の回答者では「母親」に次いで「祖母」が多かった⁸。世話を必要としている人の状況については、「きょうだい」では「若い」が、「祖母」「祖父」では「高齢」が多く挙げられている。「母親」は大学生調査では「精神疾患（疑いを含む）」が最も多く、28.7%だった。

子どもたちがしているケアの内容として多いのは、食事の準備や洗濯や掃除などの「家事」、「見守り」、「きょうだいの世話や保育所等への送迎」、愚痴を聞くとか話し相手になるなどの「感情面のサポート」である。学校のある平日にケアに費やしている時間数の平均は、中学2年生回答者で4.0時間、全日制高校2年生回答者で3.8時間だった。

世話をしているために、やりたいけれどできていないことについては、中学2年生と全日制高校2年生では「特にない」が最も高くなったが、「自分の時間が取れない」「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」「友人と遊ぶことができない」「睡眠が十分に取れない」なども、それなりに高い値を見せている⁹。

通信制高校生では、「自分の時間が取れない」（40.8%）、「友人と遊ぶことができない」（30.6%）、「授業を受ける時間や課題をする時間、勉強する時間が取れない」（28.6%）、「特

にできていないことはない」(24.5%)、「睡眠が十分に取れない」(22.4%)、「学校に行きたい日に行けない」(14.3%)、「当初通っていた学校を辞めた」(12.2%)、「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」(12.2%)、「学校に行く日に遅刻や早退をしてしまう」(10.2%)となっており、学校生活への影響がより深刻であることがうかがえる。

世話をしている家族のことや、世話についての悩みを、誰かに相談したことはあるか、という質問については、中学2年生と全日制高校2年生では「ある」が2割、「ない」が6~7割となった。「ある」と回答した人が相談相手として挙げたのは、「家族(父、母、祖父、祖母、きょうだい)」が多く、次いで「友人」「学校の先生(保健室の先生以外)」「親戚(おじ、おばなど)」「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー」となった。相談をしない理由としては、「誰かに相談するほどの悩みではない」が圧倒的に多く、「相談しても状況が変わるとは思わない」「家族外の人に相談するような悩みではない」「家族のこのため話しにくい」などが続いている。

2. ケア時間の長さや学校生活への影響——2020年度の埼玉県調査から

埼玉県では2020年の夏に県内すべての高校2年生約5万5000人を対象としてヤングケアラーの実態調査が行われた。前述の国の調査は、中学2年生は約10万人、全日高校2年生は約6万8000人を調査対象として実施され、回答数は中学2年生で5558、全日高校2年生で7407だったのに対し、埼玉県の調査は、5万5772人を対象として行い4万8261回答が集まった調査であり、ヤングケアラーへの関心がとりわけ強くない人も答えているという点で、より実態を反映していると考えられる¹⁰。埼玉県の調査では、自身が「ヤングケアラー」である、または過去にそうであったかという質問に対し、回答者の5.3%が「はい」と答えた。この調査では、ケアの相手が病気や障害などではなく幼いという理由のみでケアをしている608人を除く形で、1969人(4.1%)がヤングケアラーとして分析された。国の調査との違いが最も現れているのは、ケアにかかる時間で、学校のある平日は、1時間未満と答えた人が40.4%、1時間以上2時間未満が27.4%、2時間以上4時間未満が16.4%で、4時間以上6時間未満は4.8%、6時間以上8時間未満は2.4%、8時間以上は1.5%である。国の調査で全日制高校2年生の平日の平均ケア時間が3.8時間、中学2年生が4時間となっているのは、国の調査においてはより重い状況にある回答者が答えていた可能性が示唆される。

埼玉県調査においては、ケアにかかる時間の長さや学校生活への影響を見ていく分析もなされたが、特徴的なのは、学校のある平日1日あたりのケア時間が1時間未満と答えた人たちであっても、「ケアについて話せる人がいなくて、孤独を感じる」は22.0%、「ストレスを感じている」は11.7%と、それなりに高い値を見せていた点である。パーセンテージが2ケタ台を超える項目は、平日1日あたりのケア時間が1時間以上2時間未満だと、孤独とストレスに加え「勉強の時間が十分に取れない」「自分の時間が取れない」が出てくる。平

日のケア時間が2時間以上4時間未満だと、その上に「友人と遊ぶことができない」「睡眠不足」「体がだるい」が加わる。さらに、ケア時間が4時間以上6時間未満だと、「学校への遅刻が多い」「部活ができない」「授業に集中できない」「成績が落ちた」「しっかり食べていない」「アルバイトができない」も並ぶ。もっともストレスが高くさまざまな項目で葛藤していると思われるのが平日1日あたりのケア時間が4時間以上6時間未満の層である。ケア時間が6時間以上8時間未満になると、もうあきらめるところも出てくるのか、値が低くなる項目も複数見られるが、その中で、「周囲の人と会話や話題が合わない」が2ケタのパーセンテージを超えてくる。ケア時間が8時間以上になると、「学校を休みがちになっている」「進路についてしっかり考える余裕がない」「受験の準備ができていない」を含め、ほとんどの項目が2ケタを超える。

ケアによる影響は、まずは「孤独」や「ストレス」など精神面から始まり、「勉強」など自分ひとりで使う時間への影響が見られるようになり、やがて、友人関係や体調への影響、学校生活で求められることを満たせない状況、そして、周囲と会話や話題が合わないという認識、学校を休む、進路への影響へ、と発展していくことがうかがえる¹¹。

3. ヤングケアラーが同世代との比較の中で感じる孤独

ここで、具体的な事例として、元ヤングケアラーのAさん(20代)とBさん(40代)の話を紹介したい。Aさんは高校生の頃のことを、Bさんは小学生の頃のを中心に語っている。

<Aさんの場合>

Aさんは癌の祖父と認知症気味の祖母の介護をしていたが、母は働くのに忙しく、毎日、朝昼晩の食事をAさんが作っていた。Aさんの所属する吹奏楽部は毎日の練習があり、Aさんは数回分の食事を作り置きするなどして、なんとか練習に参加していた。

澁谷：たぶん妹さんもいらっしやったよね？まだ中学生？

A：そうですね。

澁谷：ご飯作るのもやってたの？

A：やってました。

澁谷：だよ。毎日？

A：毎日です。夜次の日の分の朝昼晩と作っておいて。行事とか部活とか活発な学校だったので、朝もう5時に家を出るとか、帰り(夜)9時10時とか当たり前にあって。だからそういう時は前の晩に次の日の朝昼晩作っておいて、冷蔵庫に入れて。温めるだけみたいな。火通すとかレンジにいれて温めればいだけにしておいて。たまに妹から「ご飯何？どうすればいい？」って連絡が来たり。

しかし、その後、Aさんは、だんだんと家のことと部活を両立するのが難しくなっていく。実質的に介護を担っているのがAさんであることが認識され、Aさんのもとに病院や福祉関係者からの電話や呼び出しがかかるようになった上、在宅での医療的ケアも増えてきたのである。Aさんは、大事な練習の時に欠席せざるを得ない状況を何度か経験し、そのために顧問の先生とうまくいかなくなり、最終的に部活をやめるという選択をするに至る。

澁谷：部活やめたのはいつ？

A：部活やめたのは、高2の10月ですね。

澁谷：ああ、もう1年ぐらいやって？

A：1年半やって、で、あと半年で引退だったんですけど。なんか、大事な時にいられなくて。ホールの練習とか。その、本番の練習……本番をやる場所と同じ場所でリハーサルやる時とかにいられなかったり、ちょっとどうしても早く抜けなきゃいけなくなったりっていうのが重なって、顧問の先生とうまくいかなくなって。

澁谷：ああ。

A：私、けっこう強気なほうだと思っているんですけど、でも、顧問の先生の足音がわかるんですよ。足音がわかって、「あ、来た」って思って、それだけでもう身体が受け付けなくなって、もどしそうになったり、っていうのがあって。……中略……声聞いただけでもうだめで。「あ、もうだめだ、私ここまで来ちゃったんだ」って。未練たらたらだったんですけど、でも、自分の身体のことを考えたら、もうやめざるを得ないって思って、やめて。だから、横のつながりもないし、縦のつながりもないんですよね。先輩後輩とも全然連絡取れないし。向こうはたぶんなんとも思っていないんですけど、こっちがちょっと申し訳ないっていうんで。

澁谷：それはきついね……。

A：高校のときの友達がいないです。部活が全部っていう生活だったから。

みんなが一丸となって練習に打ち込み成果を上げることが期待されている中で、Aさんのように、家庭の事情で練習に参加できないという状況は理解されず、Aさんは肩身の狭い立場に置かれてしまう。特にAさんにとってこたえたのは顧問の先生からの叱責で、Aさんは、顧問の先生の足音や声を聞くだけで身体的症状が出てしまうようになり、それが直接の原因となって部活をやめた。部活が活発でそこに多くの時間を割いている学校においては、部活をやめれば、友達や先輩後輩との時間も消えてしまう。Aさんは「申し訳ない」という思いも持っており、自分からは連絡も取れない状況になってしまった。

Aさんの場合は部活だったが、これはケアを担う若者が不登校や介護離職に陥っていく時の構造とも重なってくるところがある。若者が頑張ることを期待される状況で、家庭での

ケア役割のためにそれができないということが先生や上司から理解されず、その組織内での体面を保つことができなくなり、自分は周りに迷惑をかけていると感じ、いつらなくなってやめる、というパターンである。同質性の高い集団の中で、他とは違う状況にある現実が直接かかわる大人に理解されないことが、こうした若者たちの孤立を増している。

<Bさんの場合>

Bさんは、小学生の頃から、本来であれば親がしてくれることを自分は自分で背伸びして埋めなくてはならず、他の子のように自分は子ども時代を子どもとして生きられないと感じていた。Bさんの家では、母は働いていて、Bさんが家のことや祖母の世話をしており、子どもの頃のBさんは、自分は周りの子のように親に面倒を見てもらえないという状況に自分で対処するしかなかった。

B：自分は子ども時代を子どもとして生きられなくて、大人として生きていかなきゃいけなかったり、親子の立場が逆転するっていうのが普通なので、そうすると、そこに色々ひずみだとか違いだとかあると、孤独をすごく感じますね。……中略……普通の、っていうか、子ども時代を生きている家の子だったら、親が例えば送り迎えをしてくれるとか、いろんなものを準備しておいてくれるとか、親が親として用意したり役割を果たしてる部分を、自分が背伸びして埋めてるな、って分かってる時は、なんか孤独を感じていますね。でもそれを感じて悲しんでいたらやってられないので、必死になんかこう抑圧もしてるんですけど、

澁谷：自分の気持ちを？

B：そうですね。そう寂しくないように、孤独じゃないように、「自分は他の人達よりも大人なんだから、早く成長してるから、だからできるんだ」っていうふうに思い込もうとはしてるんですけど、でもその一生懸命抑圧した分、なんか常に孤独感はある感じはありましたね。

Bさんは、寂しくないように、自分は「他の人より大人」というプライドに変えようとしていたが、それもやっぱり孤独だったと、子ども時代を振り返って語る。当時のBさんは、状況を把握し自分で対応するために、友達との比較を常にしていたという。

B：常に自分でやらなきゃいけないので、友達の様子を見ながら、「うちは何がやってももらえないのか？」っていうのを常に観察して、その穴を先回りして埋めようっていうのがあるので、嫌でも常に比較とか観察ばかりしてるし。で、どうしても大人には敵わない能力で背伸びするので、「ああ、〇〇ちゃんは親がこんなにやってくれるんだ」とか、「でも自分にはそういう存在はいないんだ」っていうのが、やっぱり孤独とかそう

いうものとして付いてきますよね。

親にしてもらえないところを、いくら自分でカバーしようとしても、その成果は大人がやったようにはならず、Bさんは、自分はそれをしてもらえないという実感を強め、孤独感を募った。

Bさんが語ったような、自分はまわりの子より大人、とか、みんな甘えている、という感覚は、親を頼ることができなかつたヤングケアラーの語りにもしばしば見られる¹²。同世代に対して、そうした精神的な距離を感じてしまい、友達などとの関係がうまく作れなかつたという人もいる。まわりの同世代が当たり前にしてもらっていることを、自分はしてもらうことができず、その違いの認識が孤独感となり、時には孤立にもつながっていく。

Aさんの場合もBさんの場合も、母はいたが、働くことに全力を使っており、毎日の家事や祖父母や年下のきょうだいの世話をAさんやBさんがすることを当然視していた。男性のように長時間働いてお金を稼いでいたAさんの母やBさんの母は、AさんやBさんが家のことをするのを当たり前につまみ、おそらく家族全体としてはうまくまわっているという感覚を持っていたと思われる。親の側は働いていくことに精一杯だったということもあり、AさんやBさんが学校でどのような状況にあるのか、勉強や進学や友人関係や健康にどのような影響が出ているか、ということまでは意識がまわっていなかつた。その意味で、AさんもBさんも、家族の中においても孤独であった。

4. ヤングケアラーのニーズと親のニーズ——イギリスの状況から

この章では、世界に先駆けてヤングケアラーに着目したイギリスの調査から、ヤングケアラーのニーズと親のニーズのギャップについて考えたい。イギリスでは、1988年に最初のヤングケアラー調査が行われている。1980年代のサッチャー政権下、社会保障の立て直しが目指される中で、イギリスでは在宅福祉が推進され、地域におけるケアの担い手の中心は、家族、友人、近隣の人であり、公的なサービスは全体のケアの小さな部分を担うに過ぎないと位置づけられた。しかし、その状況ではケアを担う人に負担がかかることも認識されて、さまざまな在宅介護者調査が行われ、未成年の子どもがケアを担っているケースがあることも浮かび上がってきた¹³。

一方で、当時のイギリスでは、1987年の児童虐待事件をきっかけに、子どもに関する議論も盛んになっていた。1989年には「子どものウェルビーイング」を原則とした1989年子ども法（Children Act 1989）が制定される¹⁴。世界的にも1989年11月に第44回国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、イギリスではこの条約を批准するために、子どもの権利という観点から現状を検討する動きが広まっていた¹⁵。

未成年の子どもでありながら大人が担うようなケアを担うヤングケアラーへの注目は、このように、イギリスにおいてケアラー支援と子どもの権利への関心が同時期に高まって

いたことが影響している。

1993年には、ラフバラ大学のジョー・オールドリッジとソール・ベッカーらが中心となって、ノッティンガム市内のヤングケアラー15人へのインタビューをもとに報告書『ケアを担う子どもたち——ヤングケアラーの世界の内側 (Children Who Care: Inside the World of Young Carers)』がまとめられ、イギリス政府のヤングケアラー支援に大きな影響を与えた¹⁶。報告書の中で指摘されたのは、子どもたちの行っているケアは家事から入浴やトイレの介助まで多岐にわたっているものの、彼らは医療や福祉の専門職からも見過ごされているという実態である。ヤングケアラーたちは、家族の病気や使える福祉サービスについての情報を知ることもないまま、不安の中で家族の世話をしていた。学校でもヤングケアラーたちは気づかれておらず、たとえ周囲が知ったとしても、効果的な支援が提供されるわけではなかった。ヤングケアラーたちは自分の状況に気づいてほしいという気持ちは持っていたが、家族がバラバラに切り離されることは望んでおらず、彼らが求めているのは、話ができる誰か (someone to talk to) だった。

翌年には、今度はこの報告書で取り上げられたヤングケアラーたちの親10人を対象にインタビューが行われ、1994年に『私の子、私のケアラー (My Child, My Carer)』という報告書が出された。ここで見えてきたのは、不安を抱えている親たちの姿である。親たちは、外の人が入って来てケアを行うよりも、自分の子どもに世話されたいと考えていた。しかし、そのために、子どもが同世代の子と同じような生活ができないことを気にしていた。それでも、現実には、重いケアであっても子どもにしてもらわなくてはならないこともあり、この実態が外の人に知られれば、子どもから引き離されてしまうのではないかと恐れていた。親たちは、自分のニーズについては語ったが、子どもたちの「誰かと話したい」という気持ちについては気づいていなかった。報告書では、親たちは子どもたちにとって重要な存在ではあるが、ヤングケアラーのニーズを考えるのに適した位置にはいないと指摘している¹⁷。

こうした状況に対し、1995年には身体障害のある親たちからの異議申し立てがなされた¹⁸。子どもが重いケア負担を担う状況は、家族の障害や病気だけでなく、貧困やひとり親の問題とも結びついていると指摘された。また、福祉の仕組みが、障害のある人が親としての役割を果たすための支援をする方向になっておらず、子どもと親を切り離すとか、施設に入るとか、そういう選択肢しかないことから来る問題や、福祉行政の縦割りの問題も大きいと示唆された。ケアは親子関係の一つの側面でしかないのに、そこに焦点を当てて子どもに「ヤングケアラー」というラベルを貼ることが、障害のある親と子どもの親子関係にマイナスの影響を与えているという指摘もなされた。「ヤングケアラー」をめぐる論争は、「障害者の権利と子どもの権利の対立」などとも言われ、かなり深刻な様相を呈したが、そうした中から、「子どもが親を必要とし、親が子どもを必要としている関係があることを認める」「専門家による適切で柔軟なサポートとサービスが充分でないことを認める」ことが解決の方

向性として示され、家族丸ごとアプローチ（Whole Family Approach）がとられるようになっていった¹⁹。

今日の日本はまさに 1990 年代前半のイギリスのような状況で、自治体によるさまざまな調査や支援構築が進んでいるが、イギリスにおいて、ヤングケアラーと親の両方のニーズのぶつかり合い、そこに関わる専門職や研究職や行政やメディアなどのあり方などが議論され、そこから、子どもが親を必要とし親が子どもを必要とする関係にも配慮して、家族丸ごと支援が進められてきた経過を知ることは重要であると思われる。「困難な状況にある子どもたちを親の地位を傷つけることなくどのようにサポートしていけるか」が重要な問いとして挙げられ、ヤングケアラーの問題は、貧困や社会的排除や住まいの問題や福祉の縦割りなどとも関連があることも認識されるようになっていった。

5. 親の思いを考慮した支援の仕方

ヤングケアラーの支援が難しいのは、親の利害と子どもの利害は異なっているにもかかわらず、それぞれ「家族のために頑張っている」状況があり、事態が深刻化するまで見えてきにくいという点にある。子どもがなんとか頑張ってケア役割をこなしながら学校に行っているうちは、家族は「うちは助け合ってうまくいっている」と認識し、まわりの大人も子どもの負担に気づかない。子どものほうも、誰かに話したいという気持ちはあっても、大ごとになったら怖いとか、話したことが家族に知られて家族の状況が悪くなったら……という不安もあり、あまり積極的に動こうとしない。子どもがいよいよ頑張れなくなり、不登校になったり、問題を起こしたりして、ようやくスクールソーシャルワーカーなどにつながり、よくよく話を聞いてみると、ヤングケアラーの状況が続いていたということは珍しくない²⁰。

近年、ヤングケアラーの実態調査や支援を行う自治体も増えてきているが、まず経験されているのはヤングケアラーを見つける難しさである。学校関係者や福祉の専門職から見て、「お手伝い」と「ヤングケアラー」の線引きが難しいと感じられたり、子ども本人や家族が「ヤングケアラー」という意識を持っていないのにどこまで踏み込んでいいのかかわからず迷ってしまったりする。さらには、子どもがヤングケアラーであるとわかった後にも、子どもが支援を望んでいなかったり、家族が「支援は必要ない」と言ったりして、支援につながりにくいという状況もある。

筆者は、教育委員会主催のヤングケアラー研修会の講師をしばしば務めるが、ある研修会の後、一人の校長先生が来て、具体的なケースについて話して下さった。その学校ではヤングケアラーと思われる小学 6 年生の女の子がいて、その子は父子家庭で、学校ではお父さんと女の子を呼んで「支援を受けませんか？」と提案したという。その時、お父さんは娘を見て、「うちは大丈夫だよな？」と言い、女の子のほうは、本当は支援に期待していたところもあったようなのに、お父さんの問いかけに対して「うん」としか言えなかった。そうなる、学校としては、もう、それ以上のことはできず、見守るしかできなかったという。

この話を聞いて筆者が思ったのは、多くの現場において、ヤングケアラーの親が抱く思いへの配慮が充分になされていないという点である。もし自分の子どもが「ヤングケアラー」と言われ、「支援を入れますか？」と言われた時、おそらく多くの親はショックを受ける。まず、自分の子どもが「ヤングケアラー」と他の人の目に映っていると知ったショックがあり、さらに、支援を入れることを提案されたことへのショックがある。それは、「自分は親としてちゃんとできていないように思われているんじゃないか」という不安にもつながっている。その背景には、ヤングケアラー支援が、児童虐待防止の枠組みの延長で作られている状況がある。

実際、国や自治体のヤングケアラー支援の仕組みは、これまで児童虐待防止を担っていた部署が中心となり、既存の枠組みを利用して作られていることが多い。しかし、そこでは、支援対象の子どもやその家族は完全に“客体”として捉えられていて、もし自分が支援を利用する側だったらどう感じるか、という目線が足りていないように思う。たとえば、ヤングケアラー支援においては「早期発見・早期把握」という言葉がよく使われる。これも、児童虐待防止の取り組みで使われていた言葉がヤングケアラーの家庭にも転用されている形と思われるが、自分がヤングケアラーの親である場合、自分の家庭や子どもの状況を誰かに「把握」されたいだろうか。人からそう思われる状況にあると認識すれば、親はよけいに不安になってしまうだろう。

外部の人が家庭の中に入り込んで支援をするというのは、高齢者介護などでは一般化しているが、子ども家庭福祉の文脈では「問題のある家庭」的な見方がまだ強くある。親の側もそうした雰囲気を感じ取り、「うちは大丈夫です」のように言いたくなくなる感覚があるように思う。支援の提案を断ることで、外部の人が家に入ってくることを防ぎ、「普通の家族」でいられると思ってしまうのかもしれない。

今の時代、必要になってきているのは、親の体面を守りながら、カジュアルに家族をサポートする仕組みである。かつては親戚や近所の人などが、感情的にもつれた家族それぞれの話の聞き、結果的に家族メンバーが妥協点を探ったり状況をより良い方向にもっていくための方法を一緒に考えたりして、調整をしていた。しかし、今日、現役世代は男性も女性も仕事に忙しくなっている中で、こうした中間的なコミュニティは細り、インフォーマルに話を聞き、つなげたり方法を探ったりすることが、以前に比べて難しくなっている。

今、ヤングケアラー支援において求められているのは、虐待対応のマニュアルというよりは、かつての親戚のような関係性で、安心しながら日常の延長上で気軽に話せるところなのではないかと思う。親が恥ずかしい思いをしたり体面を失ったりすることなく、子どもも親が責められるのではと気を遣うことなく、気軽にサポートを受けられる仕組みである。さらには、親子で楽しめる料理教室やバーベキュー、農業体験、古着バザー、コインランドリーなどのおしゃべり会、カフェなどでの朝ごはん会、メンタルヘルスのセミナーなど、ヤングケアラー同士や親たちが楽しい時間を持ちながらつながり、生活上のコツの情報交換を

したり、気持ちを伝えあう方法や気分が落ち込みそうになった時の対処法を学んだり、実用と楽しさを兼ねたイベントを仕掛けたりしていくことも、意味のある仕組みであると思われる。家族だけではそうした場を用意するのが大変でも、外の人力を借りながらであれば、楽しく参加できる親子もいる。親子で楽しい時間を過ごすことへのサポートは、子どもにとっても親にとっても力になる。

6. 段階を分けた福祉——啓発と状況悪化防止と事後対応

日本近代の社会福祉の歴史をひもといてみると、明治時代、急激な資本主義化がもたらした労働環境の悪化、戦争や災害によって、子どもやその家族が苦しい状況になっているのを見かねた民間篤志家が、孤児院や感化院や保育園などの活動を始めている。こうした民間慈善事業が組織化され、次第に公的な制度に取り入れられるようになって、日本の社会福祉は発展してきた。最初は貧困に陥ってしまった人を事後的に救う「救貧」が中心だったが、大正時代の少し余裕のある時期を背景に、「防貧」、つまり、貧しくなることを防ぐ仕組みが推進されるようになっていく。1918年に設立された救済事業調査会は不安定で低賃金の下層労働者の生活問題や雇用問題をも含んだ防貧事業を打ち出し、より広い国民や貧困層のための社会事業を進めた²¹。今日の民生委員の前身にあたる方面委員の制度もこの時期に作られている。この制度により、地域の篤志家である方面委員が小学校区ぐらいの広さの地区を担当し、貧困者の調査や生活困窮者への指導・援助を行った。社会保険制度ができてくるのもこの時期で、1922年には健康保険法が制定されている。社会保険とは、人生のさまざまなリスクに備えて、人々があらかじめ保険料を出し合い、実際にリスクに遭遇した人に、必要なお金やサービスを供給する仕組みである²²。これは、その後、高度経済成長期に整備され、1961年には国民皆保険・国民皆年金が整った。国民皆保険というのは、国民すべてが公的な医療保険に加入することで、病気やけがをした場合に少ない自己負担で良質な医療を受ける機会が国民誰にも開かれていることを指す。国民皆年金は、日本に住所のある20歳以上60歳未満の人すべてが国民年金に加入し、高齢や障害などにより働けなくなっても、ある程度の所得が定期的に得られる仕組みである。今日、日本には5つの社会保険（医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険、介護保険）があり、人々の生活の安定が損なわれた場合に国民にすこやかで安心できる生活を保障する社会保障制度の中核として機能している。こうした社会保険では防げなかった事態の事後的な対応として、生活保護制度などの公的扶助がある。

日本において、乳幼児を対象とした保育サービスや高齢者を対象としたホームヘルプサービスは、当初はそれを家族が行うことができないとされた少数の人だけが使えるサービスだったが、次第にそれはより広い国民が使うサービスになっていった。今日、保育園や介護保険を使うことに抵抗を感じる人は数十年前に比べてかなり少なくなっている。

おそらく、ヤングケアラー支援を考える時には、少数の児童を対象としていた従来の「児童福祉」から、より広い層を対象とした「こども家庭福祉」への移行という社会の流れを意識する必要がある。多くの人にとって、家庭の外で乳幼児を見てもらう「保育園」に比べて、自分の家庭空間に支援者が入ってくるサービスは、やや敷居の高いものとして

捉えられている。それでも、働いていて時間に追われているものの経済的に余裕のある家庭では、市場で「家事代行」サービス等を購入する選択肢が取られることもある。未成年の子どもが家庭内のケアに動員される状況は、家庭内のケア需要に対し、家庭内の大人が時間的にも体力的にも心理的にも余裕がないことから起きてくるが、そこに経済的な余裕があれば、それは家事サービスやベビーシッター・サービスや介護サービスを自費で購入するとか、宅配サービスを使うという選択肢で、子どもに負担がかかることを回避できる道もある。

日本でヤングケアラー支援を考える時には、おそらく、①既に重い負担を負って生活に支障が出ている子どもをサポートする事後的な対応と、②今はなんとか持ちこたえているが子どもはかなりのストレスを認識しており、先のことまで考えにくくなっている状況の悪化を防ぐ方法、そして、③ケアは担っているものの今は特に困っていることはないという子どもや、今はケアが必要な状況が発生していない家庭に対して、知識や心構えを持ってもらう方法、の3段階で考えていくことが重要ではないかと思う。現在は、この3つが混在して捉えられており、そのことが多くの混乱を招いている。支援の対象となっても良さそうな子どもが、自分よりもっと大変な人もいるのに自分は「ヤングケアラー」と言ってしまうといいのかと悩んだり、保護者がうちは家庭に支援が入るほど「大ごと」ではないと感じたりしてしまっている状況は、この②に対するサービスが足りていないことから起きているように思う。いくつかの自治体が行っている、ヤングケアラーのいる家庭へのサポーター派遣事業や配食サービスは、①にあたり、従来の「児童福祉」の延長で考えるような「困難を抱える家庭」の枠組みに当てはまる。対象をかなり絞り込み、重点的に支援するあり方である。一方、国や自治体が進めているヤングケアラーに関する啓発事業や小中学校で児童・生徒がヤングケアラーについて学ぶ授業、行政職員や教育関係者や医療福祉専門職に対する研修などは、③にあたる。困難状況が発生するやや手前で状況の悪化を防ぐ②は、5章で挙げたような、実用と楽しさを兼ねた仕組みである。以前であれば、親戚の家や友達の家などとの行き来を通して、子ども同士や親同士が緩やかにつながり、親や子が恥ずかしい思いをすることなく、ある程度の対等性と日常性を維持しながら、必要な話し相手や食事や見守りが得られる方法があった。常時のサービス提供が難しい場合でも、まずはイベントを行うなどの方法から、②を開発していく意味は大きい。

具体的なヤングケアラー支援が始まってきている今、重要になっているのは、適切なタイミングで効果ある支援を行うということである。啓発と事後対応しかメニューがなければ、今はなんとか頑張って持ちこたえているヤングケアラーとその家族は、頑張れなくなって今の生活から脱落するまで支援につながらない。支援につながる頃には、問題は複雑化し、かなりの人員や時間を投入しても状況を改善するのが難しくなっていたりする。その意味で、段階を分け、効果的に支援をしていくことは重要である²³。

さらに、支援のゴールは何かをイメージすることも大切である。今の日本はヤングケアラー支援が始まったばかりで、支援を入れる時の難しさや課題が認識されているが、支援がうまく動き始めた後に課題になってくるのは、支援をどう続け、どう終わるのか、という点である。筆者がイギリスで見たヤングケアラー支援団体では、支援につながって数年経っていたり、小学校から中学校にあがったりする時などには、1人ひとりの子に丁寧な

面接がなされ、本人がどういう気持ちを持って何を希望しているかを確認したうえで、「次年度からは支援が縮小して“学校でのサポート”だけになるけれど、心配な時にはいつでもスタッフに連絡してきて大丈夫」とか「この時間にここに来れば誰かいて相談できる」といった仕分けやアフターフォローがなされていた。子どものライフステージに合わせ、進路相談にのったり、就職のための履歴書を書いたりする指導などもあった。

限りある人員と資金でヤングケアラー支援の効果を上げ、新たに申請される子どもも受け入れられるようにしておくには、支援の行きつく先をある程度イメージしておく必要がある。たとえ重点的な支援サービスの対象ではなくなっても、一度できたスタッフやヤングケアラー同士やママ友パパ友同士のつながりは、その後もヤングケアラーとその家庭に安心感や情報をもたらす。いざという時に頼れる先や話をする相手が複数いて、必要な時にはつながれたり、同窓会みたいな行事があったりすると実感できれば、子どもや若者は、誰にも相談できなかつた時に比べ、いくぶん心強く日々を過ごしていけるのである。

終わりに

子どもや若者のライフステージは年ごとに変わっていく。2年経てば、小学生が中学生になったり、中学生が高校生になったりする。その意味で、ヤングケアラーとその家族がありがたいと思うような効果的な支援を、タイミングを逃すことなく提供していくことは重要である。さらに、長い目で見た時に、こうした制度をいかにサステイナブルに維持していくかも視野に入れておかななくてはいけない。

共働きが多数派となった今日、これまで通りをなぞるのではなく、時代の変化を加味した仕組みをできるだけ早く作っていくことが望まれる。片働き時代の1日8時間労働と共働き時代の1日8時間労働では、当然、生活にもたらす影響は異なる。一世帯当たりの人数が減り、家庭の中で動ける大人が減っている場合は、なおさらであろう。時間のなさが孤立を生んでしまう状況において、実用と楽しさを兼ねた支援の仕方、あるいは仕事と自らのリフレッシュを兼ねた支援提供のあり方などが、今後、増えていくのではないかと思う。

¹ NHS, “Being a young carer: your rights” (<https://www.nhs.uk/conditions/social-care-and-support-guide/support-and-benefits-for-carers/being-a-young-carer-your-rights/>, 2023年12月2日閲覧)。日本では、必ずしも病気や障害のためではなくても、高齢や幼いという理由で見守りやケアが必要な家族を子どもが世話をしている状況があることが厚生労働省の調査などからも明らかになっており、こども家庭庁のホームページでは、「「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります」と説明されている。こども家庭庁, 2023, 「ヤングケアラーについて」(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>, 2023年12月2日閲覧)。

² 厚生労働省, 2017, 「世帯数と世帯人員の状況」『平成28年国民生活基礎調査の概況』(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>, 2023年12月2日閲覧)。総務省, 2021, 「令和2年度国勢調査 人口等基本集計 結果の要約」(https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/summary_01.pdf, 2023年12月2日閲覧)。

- ³ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構, 2023, 「図 12 専業主婦世帯と共働き世帯 1980 年～2022 年」(<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>, 2023 年 12 月 2 日閲覧)。
- ⁴ 総務省統計局, 2022, 「令和 3 年社会生活基本調査 生活時間に関する結果 表 10 「世帯の家族類型, 共働きか否か, 行動の種類別総平均時間一週全体, 夫・妻」」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200533&tstat=000001158160&cycle=0&year=20210&month=0&tclass1=000001158164&tclass2=000001158180&tclass3=000001158181>, 2024 年 2 月 22 日閲覧)。
- ⁵ 総務省統計局, 2022, 「令和 3 年社会生活基本調査 生活時間に関する結果 表 5-2 「ライフステージ, 行動の種類別総平均時間一週全体, 男 (10 歳以上)」と表 5-3 「ライフステージ, 行動の種類別総平均時間一週全体, 女 (10 歳以上)」」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200533&tstat=000001158160&cycle=0&year=20210&month=0&tclass1=000001158164&tclass2=000001158180&tclass3=000001158181>, 2024 年 2 月 22 日閲覧)。
- ⁶ 総務省統計局, 2017, 「平成 28 年社会生活基本調査 生活時間に関する結果 結果の概要」(<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou2.pdf>, 2023 年 12 月 2 日閲覧)。子育て期のひとり親の男性の家事関連時間だけは唯一伸びており、平成 28 年の調査では 1 時間 9 分だったのに、令和 3 年の調査では 1 時間 38 分と、29 分も長くなっている。それでも、夫婦がいる世帯に比べればはるかに少ない時間数であり、これで食事の準備も後片付けも子どもの世話も洗濯も買い物もこなすのは、難しいところがあると思われる。
- ⁷ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2021, 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf, 2023 年 12 月 2 日閲覧), 株式会社日本総合研究所, 2022, 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」(https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf, 2023 年 12 月 2 日閲覧)。
- ⁸ 世話をしている人がいると答えた回答者のうち「きょうだい」を挙げたのは、小学 6 年生の 71.0%、中学 2 年生の 61.8%、全日制高校 2 年生の 44.3%、大学 3 年生の 26.5%である。大学 3 年生では、「母親」が 35.4%、次いで「祖母」が 32.8%となった。
- ⁹ 「特にない」は、中 2 で 58.0%、高 2 で 52.1%。「自分の時間が取れない」は、中 2 で 20.1%、高 2 で 16.6%。「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」は、中 2 で 16.0%、高 2 で 13.0%。「友人と遊ぶことができない」は、中 2 で 8.5%、高 2 で 11.4%。「睡眠が十分に取れない」は、中 2 で 8.5%、高 2 で 11.1%。
- ¹⁰ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2021, 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf, 2023 年 12 月 2 日閲覧)。「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果 (2021 年 2 月 16 日更新版)」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/youngcarer.pdf>, 2023 年 12 月 2 日閲覧)。
- ¹¹ ケア時間と生活への影響については、澁谷智子, 2022, 『ヤングケアラーってなんだろう』ちくまプリマー新書の第 2 章「実態調査から見えてくること」で、さらに詳しく論じている。
- ¹² たとえば、『ヤングケアラー わたしの語り——子どもや若者が経験した家族のケア・介護』の第 1 章の宮崎成悟「誰のせいでもないし、誰も悪くない」では、「顔には出さないし、誰にも言わなかったけれど、心の中では「みんな甘えてんな」と思っていた。似たような出来事がほかにも色々あったので、僕には誰かに甘えずに生きようとするクセがついてしまったみたいだ」と書かれている。『ヤングケアラーってなんだろう』の第 3 章の高橋唯の文章では、「勉強が得意な子や部活で活躍する子を見ると、キラキラと輝いて見える半面「家に帰ったら身の回りのことを全部親がやってくれるなんて甘ったれだな」「自分のことだけ頑張っていればそれだけで評価されるなんて羨ましいな」とも感じていました」との記述がある。

- ¹³ Becker, Saul., Jo Aldridge and Chris Dearden, 1998, *Young Carers and Their Families*, London: Blackwell Science, 35-37. 三富紀敬, 2000, 『イギリスの在宅介護者』ミネルヴァ書房, 67-87, 400-403。
- ¹⁴ 藤田弘之, 2004, 「イギリスにおける児童虐待防止システムの問題とその改善策——ヴィクトリア・クリンビー調査報告書とその後の対応」『滋賀大学教育学部紀要 教育科学』第 54 巻, 43-58。
- ¹⁵ Becker, Saul., Jo Aldridge and Chris Dearden, 1998, *Young Carers and Their Families*, London: Blackwell Science, 40-44。
- ¹⁶ Aldridge, Jo and Saul Becker, 1993, *Children Who Care: Inside the World of Young Carers*, Loughborough: Loughborough University, Department of Social Sciences.
- ¹⁷ Aldridge, Jo and Saul Becker, 1994, *My Child, My Carer: The Parents' Perspective*, Loughborough: Loughborough University, Department of Social Sciences.
- ¹⁸ Keith, Lois and Jenny Morris, 1996, “Easy Targets: A Disability Rights Perspective on the ‘Children as Carers’ Debate” Jenny Morris ed., *Encounters with Strangers: Feminism and Disability*, London: The Women’s Press Ltd. 89-115. (初出は 1995)
- ¹⁹ Aldridge, Jo and Michele Wates, 2004, “Young carers and disabled parents: moving the debate on” Tony Newman and Michele Wates ed., *Disabled Parents and Their Children: Building a better future A discussion document*, Barnardo’s 80-99. この経緯については、澁谷智子, 2021, 「ヤングケアラーとその家族——日本の現状と 1990 年代イギリスで起きた議論」『障害者問題研究』第 49 巻第 2 号, 138-143 でさらに詳しく論じている。
- ²⁰ たとえば、2022 年 7 月に開催された日本学校ソーシャルワーク学会第 16 回全国大会の第一分科会「ヤングケアラー支援におけるスクールソーシャルワーカーの役割を考える」では、朝日華子・安永千里・菅江佳子らがスクールソーシャルワーカーへのアンケートを分析し、ヤングケアラーがスクールソーシャルワーカーにつながった際の主訴は、「不登校」(74 回答)、「欠席等の登校に関する課題」(67 回答)、「生活習慣に関する課題」(44 回答)、「児童虐待」(35 回答)、「ヤングケアラー」(33 回答)、「家計が苦しい」(29 回答) などであったことを報告している。
- ²¹ 清水教恵・朴光駿編著, 2011, 『よくわかる社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房。
- ²² 厚生労働省, 2012, 『平成 24 年版厚生労働白書——日本の社会保障を考える』第 3 章「日本の社会保障の仕組み」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-03.pdf>, 2023 年 12 月 2 日閲覧)。
- ²³ 筆者が 2015 年にイギリスのハンプシャー州ウィンチェスターで見たヤングケアラー支援は、ピラミッド状に作られており、一番重いケースはヤングケアラー 1 人に対して支援者が 1 人ついて「1 対 1 で対応する支援」、次に、複数のヤングケアラーと支援者で旅行や遠足やイベントに出かける「アクティビティ」、青少年センターの一室で毎週実施している「ヤングケアラークラブ」、親のためのコーヒーモーニングの企画や家庭訪問で親の話を聞く「家族へのサポート」、学校のお昼休みなどに学校でヤングケアラーの子が集まってケアの話をする機会を作ったり、ヤングケアラーの子どもを取り出して状況への対処の仕方を教える出張授業をしたりといった「学校でのサポート」のように、支援は 5 段階に分けられていた。ケアの量が多く、感情面への影響が多く出てしまっているヤングケアラーほど、多くの支援メニューを受けられ、ケアの量が少なかったり感情面にそれほど影響が出ていなかったりするヤングケアラーには「学校でのサポート」のみが提供されるなど、支援の内容も場も分け、限られた人数や資金でより多くの子に効果的な支援が届く仕組みが開発されていた。「アクティビティ」や「クラブ」は、小学生や中学生などの年齢層で分け、そのニーズや興味に合うように調整されていた。